

議案第 10 号

平成 24 年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計予算

平成 24 年度三重県伊賀市の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 9 0 1, 2 5 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 24 年 2 月 28 日提出

三重県伊賀市長 内 保 博 仁